

第 8 1 号議案

蒲郡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の
制定について

蒲郡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を、次
のように制定するものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

別紙のとおり

提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化
推進委員の定数を定めるため提案する。

蒲郡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、蒲郡市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、9人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、11人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(蒲郡市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 蒲郡市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第26号）は、廃止する。

(経過措置)

3 農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員の定数及び報酬については、なお従前の例による。

(蒲郡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 蒲郡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 を

農業委員会会長	月額 28,000円
農業委員会委員	月額 22,000円

」

「

に

農業委員会会長	基本給 月額 28,000円 能率給 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額
農業委員会委員	基本給 月額 22,000円 能率給 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額
農地利用最適化推進委員	基本給 月額 22,000円 能率給 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額

」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の能率給は、第3条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、年1回市長が別に定める日に支給する。